

平成 2 5 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 25 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会
(第 1 回) 議事録

1. 平成 25 年 3 月 28 日 四條畷市交野市清掃施設組合 2 階会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 久保田 哲	2 番議員 松本 直高
3 番議員 野口 陽輔	4 番議員 新 雅人
5 番議員 浅田 耕一	6 番議員 中上 さち子
7 番議員 吉田 裕彦	8 番議員 森本 勉
9 番議員 島 弘一	10 番議員 岡山 毅
11 番議員 曾田 平治	12 番議員 岸田 敦子

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者職務代理者 土井 一憲
副管理者 中田 仁公
副管理者 大井 俊道
四條畷市新炉建設整備担当部長 響野 豊
交野市環境部長 青山 勉

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 北崎 文雄 資源循環施設整備室長 西端 善夫
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹
事務局次長兼資源循環施設整備室上席主幹 梅垣 信一
資源循環施設整備室副参事兼室長代理 吉岡 靖夫
総務課長 太田 広治
管理課長 上村 悟司

1. 議事日程次のとおり

日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定について
日程第 3 専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額の決定及び和解について)
日程第 4 平成 24 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 5 平成 25 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について
日程第 6 四條畷市交野市清掃施設組合新ごみ処理施設建設工事技術審査委員会条例の制定について
日程第 7 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 新ごみ処理施設整備に係る環境影響調査業務委託変更契約の締結について

日程第 9 管理者の選任について

日程第 10 四條畷市交野市清掃施設組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 11 管理者の専決処分事項の指定について

(時に14時00分)

1. 議長(野口陽輔君) 皆さん、こんにちは。

本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり去る1月の20日に四條畷市市長選挙が行われまして、土井四條畷市長におかれましては見事に当選を果たされました事を心からお喜びを申し上げます。

ただ今から平成25年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回を開会いたします。

開会にあたりまして、管理者職務代理人よりご挨拶をお受けしたいと思っております。管理者職務代理人。

1. 管理者職務代理人(土井一憲君) 皆さん、こんにちは。

管理者職務代理人の四條畷市長の土井でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきます。

本日、四條畷市交野市清掃施設組合議会第1回定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆さまにおかれましては、年度末の何かとお忙しいところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日の第1回定例会におきましては、専決処分についての承認議案と、平成24年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第2号)及び、平成25年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算の予算に関する2議案と、新ごみ処理施設建設工事技術審査委員会条例の制定及び、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の条例に関する2議案、並びに環境影響調査業務委託変更契約の締結について、管理者の選任についてをお願い申し上げます。

また、議会におかれましては組合議会会議規則の一部改正や管理者の専決処分事項の指定についてをご予定いただいております。

何卒よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。新ごみ処理施設整備事業につきましては平成25年度において環境影響評価や都市計画の決定手続きを行い、事業計画地の造成工事着工へと歩を進めてまいり所存であり、着実に事業の取り組みを進め、両市の将来に亘る安定したごみ処理の実現を目指してまいり所存でございますので、よろしくご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

1. 議長(野口陽輔君) ありがとうございます。

それでは次に、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長(北崎文雄君) それではご報告申し上げます。

本日の会議におけます、議員の出席状況についてご報告申し上げます。島議員から、遅れる旨のご報告ございまして、現在11名のご出席をいただいております。

次に、前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。

去る12月25日には11月分、1月30日には12月分、2月27日には1月分の現金出納検査が行われ、その結果報告書が議長あてに提出されております。お手元に配布させていただいておりますので、なお、検査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので、併せてご

報告を申し上げます。

以上で、ご報告を終わらせていただきます。

1. 議長（野口陽輔君） 議事日程につきましては本日机上に配布しておりますとおりでございます。

1. 議長（野口陽輔君） 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。

本日の会議録署名議員は会議規則第74条の規定により議長において指名申し上げます。4番新議員、5番浅田議員を指名いたします。

1. 議長（野口陽輔君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成25年3月28日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回における会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（野口陽輔君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

1. 議長（野口陽輔君） 日程第3、承認第1号専決処分の承認を求めることについて損害賠償額の決定及び和解についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、理事者より承認第1号についての専決理由の説明をいたさせます。管理者職務代理者。

1. 管理者職務代理者（土井一憲君） ただ今、議題となりました承認第1号専決処分の承認を求めることについての専決理由を申し上げます。

組合職員の運転する公用車が前方の車両に追突し、相手方の車体に損傷を与えたため、その車両の所有者に対する損害賠償の額を決定し、和解する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分とした次第でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、理事者より承認第1号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それでは、ただ今議題となりました承認第1号の議案の内容につきまして、ご説明申し上げますので、次のページの損害賠償の額の決定及び和解についてをご覧いただきたいと存じます。

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第292条の規定において準用する同法第179条第1項の規定により、平成25年2月19日に専決処分をしたものでございます。

1として、損害賠償の額につきましては、55万4,400円となっております。

2として、損害賠償の相手方につきましては、東京都港区芝浦1丁目2番1号 日本カーソリューションズ株式会社となっております。

3、和解の内容につきましては（1）本件事故による損害賠償として上記の額を支払う、（2）本件に関しては今後双方とも裁判上または裁判外において、一切異議の申し立て、異議、請求の申し立てをしない事を約すとなっております。4つ目といたしまして、損害賠償事件の内容に

つきましては、平成 25 年 1 月 7 日、午前 11 時 40 分頃、大阪市中央区大手前 3 丁目 1 番 11 号先の路上におきまして、組合職員の運転する公用車が前方の車両に追突し、相手方の車体に損傷を与えたとなっております。

以上で承認第 1 号専決処分の承認を求めることについてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

1. 議 長（野口陽輔君） 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて、損害賠償の額の決定及び和解については、これを承認することにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長（野口陽輔君） ご異議なしと認めます。よって、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて損害賠償の額の決定及び和解については、これを承認することに決定をしました。

1. 議 長（野口陽輔君） 日程第 4、議案第 1 号平成 24 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第 1 号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第 1 号平成 24 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）のご説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,082 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 7 億 2,733 万 9,000 円としようとするものでございます。

この補正の内容につきましては事項別明細書でご説明させていただきますので、6 ページ、7 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳入でございますが、（款）分担金及び負担金、（項）分担金、（目）清掃施設組合分担金でございますが、補正前の額 6 億 7,274 万 5,000 円から 1,094 万 5,000 円を減額補正し、6 億 6,180 万円としようとするものでございます。

減額の内訳は、四條畷市で 501 万 1,000 円、交野市で 593 万 4,000 円の減額となっております。

次に（款）諸収入、（項）（目）雑入でございますが、補正前の額 10 万円に 11 万 9,000 円を増額補正し、21 万 9,000 円としようとするものでございます。これは主に平成 23 年度焼却施設整備工事に伴う電気水道代などによるものでございます。

次に歳出についてご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと存じ

ます。

まず（款）総務費、（項）総務管理費、（目）一般管理費でございますが、補正前の額 1 億 2,061 万 2,000 円から、108 万円を減額補正し、1 億 1,953 万 2,000 円としようとするものでございます。その内容でございますが、共済費としまして、共済組合の負担率が確定したことにより 46 万 4,000 円を、負担金補助及び交付金では派遣職員の負担金の確定により 61 万 6,000 円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に（款）衛生費、（項）清掃費、（目）ごみ処理費でございますが、補正前の額 5 億 800 万 3,000 円から、974 万 6,000 円を減額補正し、4 億 9,825 万 7,000 円としようとするものでございます。その内容でございますが、総務費と同様に共済費といたしまして 152 万 7,000 円を、需用費の光熱水費で 574 万 4,000 円を、それぞれ減額しようとするものでございます。また、事業確定などにより委託料では 247 万 5,000 円を減額しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 1 号平成 24 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長（野口陽輔君） 内容説明は、お聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第 1 号平成 24 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号平成 24 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

1. 議 長（野口陽輔君） 日程第 5、議案第 2 号平成 25 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第 2 号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第 2 号平成 25 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算のご説明を申し上げます。時間の関係もございまして、主な部分のご説明となりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは予算書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 25 年度予算につきましては構成両市の厳しい財政状況の中、施設組合といたしましても經常的な経費の削減に努めつつ、新ごみ処理施設整備に係る造成工事等の一連の経費並びに現有施設の安定稼働に係る施設維持管理の経費を重点に歳入歳出それぞれの対前年度比約 30.73%の増、額にいたしまして 2 億 4,802 万 7,000 円増の、10 億 5,513 万 1,000 円と定めようとするもので

ございます。加えて、新ごみ処理施設建設工事等事業に係る継続費を新たに設定させていただこうというものでございます。

それではまず、継続費についてご説明させていただきますので、恐れ入ります。4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、継続費でございますが、(款)(項)建設事業費、事業名、新ごみ処理施設建設工事等事業でございますが、総額は116億6,280万円で、平成25年度から平成29年度までの5カ年の継続事業としようとするものでございます。年割額につきましては平成25年度は2億9,273万3,000円、平成26年度は9億6,714万7,000円、平成27年度は29億1,094万9,000円、平成28年度は61億5,701万3,000円、平成29年度は13億3,496万円としようとするものでございます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

第3表、地方債でございますが新ごみ処理施設建設工事等事業の財源といたしまして、1億8,020万円の地方債を発行しようとするものでございます。

次に歳入歳出予算の詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げますので、恐れ入ります。12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、(款)分担金及び負担金、(項)分担金、(目)清掃施設組合分担金でございますが、前年度と比較しまして、3,830万8,000円増の7億8,727万6,000円を計上いたしてございます。その内訳でございますが、四條畷市は前年度と比較しまして1,761万3,000円増の3億6,090万3,000円、交野市は2,069万5,000円増の4億2,637万3,000円となっております。

次に(款)(項)(目)繰越金でございますが、前年度と同額の1,000円を計上いたしてございます。

次に14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

(款)諸収入、(項)(目)雑入でございますが、前年度と比較しまして123万円増の133万円を計上いたしてございます。これは例年の雑入項目に加え、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業の基本計画が見直しされ、平成9年度から平成23年度までの負担金を精算した結果などとして、本組合におきましては123万6,000円の還付がありますので、その分を加味して計上させていただいてございます。

次に(款)国庫支出金、(項)国庫補助金、(目)建設事業費国庫補助金でございますが、前年度と比較しまして2,998万9,000円増の8,632万4,000円を見込ませていただいております。これは循環型社会形成推進交付金のうち、高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル推進施設に係る事業計画地造成工事及び、その造成工事の現場監理業務並びに施設の給水に伴う水道工事等負担金と、施設整備に関する計画支援事業に係る環境影響調査業務及び、施設建設工事発注支援等業務の交付金となっております。

次に(款)(項)組合債、(目)衛生債でございますが、新ごみ処理施設建設工事等事業債として1億8,020万円を計上してございます。これは循環型社会形成推進交付金のうち、高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル推進施設に係る事業計画地造成工事及び、その造成工事の現場監理業務並びに施設の給水に伴う水道工事等負担金に対する組合債となっております。また、(目)大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債につきましては、今年度は組合債を発行いたしま

せん。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げますので、16 ページ、17 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず(款)(項)議会費、(目)組合議会費でございますが、前年度と同額の259万6,000円を計上させて頂いてございます。次に18 ページ、19 ページをお開きいただきたいと存じます。

(款)総務費、(項)総務管理費、(目)一般管理費でございますが、前年度と比較しまして279万1,000円増の1億2,277万2,000円を計上させて頂いてございます。主な内容でございますが、前年度と比較して増減の多い項目についてのみご説明させていただきます。

まず人件費につきましては前年度と比較して182万8,000円の増額となりまして、報酬では新ごみ処理施設建設工事技術審査委員会委員の報酬が新たに増えた事などにより、601万3,000円を計上させて頂いてございます。また、職員の昇給、共済費の率の負担の変更に伴う増額などにより給料では2,289万4,000円を、職員手当等で1,428万4,000円を、共済費で857万1,000円をそれぞれ計上させて頂いてございます。

次に20 ページ、21 ページをお開きいただきたいと存じます。

1番下の段でございますが、負担金、補助及び交付金でございますが、主に派遣職員の負担金の増額に伴うものなどで、前年度と比較して408万7,000円増の5,940万2,000円を計上させて頂いてございます。

次に24 ページ、25 ページでございます。

(款)衛生費、(項)清掃費、(目)ごみ処理費でございますが、前年度と比較しまして1,776万2,000円増の5億2,560万円を計上させて頂いてございます。主な内容でございますが、総務費同様、人件費としまして前年度と比較して1,893万8,000円の増額となっております。職員の昇給、職員1名の退職手当、共済費の率の変更などに伴う増額により給料では8,086万5,000円を、職員手当等で7,098万6,000円、共済費で2,914万7,000円をそれぞれ計上させて頂いてございます。

次に需用費でございますが、光熱水費において特に原子力発電所の停止による火力発電所の増加に伴い、電気使用料の値上げや新たに再生可能エネルギー発電促進賦課金の創設などによりまして増加するもので、需用費では前年度と比較して1,124万4,000円増の1億3,368万7,000円を計上させて頂いてございます。

次に委託料でございますが、平成25年度は煙突耐震改修工事施工監理業務がなくなる事と、各機器類の点検内容の増減に伴うものなどによりまして、前年度と比較して381万7,000円減の8,387万7,000円を計上させて頂いてございます。

次に26 ページ、27 ページをご覧いただきたいと存じます。

工事請負費でございますが、参考資料として工事箇所の資料を配布させて頂いておりますが、焼却施設整備工事では1号炉での空気予熱器の整備や回転火格子の整備、2号炉でのコンベア関係の整備など、また、クレーン整備工事や新たに加熱脱塩素化处理装置整備工事を実施することなどにより、前年度と比較して651万1,000円減の1億2,120万8,000円を計上させて頂いてございます。

次に28 ページ、29 ページをお開きいただきたいと存じます。

(款)(項)建設事業費、(目)新炉建設事業費でございますが、前年度と比較しまして2億1,828万8,000円増の3億7,162万1,000円を計上させて頂いております。主な内容でございますが、まず委託料でございますが、前年度と比較しまして6,900万7,000円減の8,196万円を計上させて頂いております。環境影響調査及び施設建設工事発注支援等業務は継続事業として引き続き実施しますので、それぞれの年割額に基づき計上させて頂いております。また新たに、新ごみ処理施設建設事業計画地造成工事現場監理業務を計上させて頂いております。

次に工事請負費でございますが、平成25年度から新ごみ処理施設事業計画地造成工事を実施する予定でありますことから、その工事費として2億7,300万円を計上させて頂いております。

次に負担金、補助及び交付金でございますが、交野市において新ごみ処理施設まで給水のための水道工事等を行っていただきますので、その水道工事等負担金として1,473万3,000円を計上させて頂いております。

新ごみ処理施設整備事業につきましては参考資料として、新ごみ処理施設整備予定スケジュール案を事前に配布させて頂いております。施設整備事業の今後の予定といたしましては、環境影響評価の評価書及び都市計画の決定に係る手続きは9月には完了する予定としており、その後直ちに工事関係の契約手続きに入っております。まず、造成工事の契約については平成26年1月には現場工事に着手できるよう手続きを進めてまいる考えで、併せまして造成工事に係る現場監理業務の契約手続きも行うことといたしてございます。

次に施設建設工事の契約につきましては総合評価落札方式による請負業者の選定を考慮しており、まずは技術審査委員会において落札者決定基準に関する事項や業者から提出される技術提案書等の書類の審査及び評価などの業務、及び業者選定などの事務手続きを進め、平成25年度末の契約を目指してまいりたいと考えてございます。工事期間につきましては造成工事着手後、約3年6カ月程度を予定してございまして、平成29年度5月には施設の竣工を目標として進めてまいりたいと考えてございます。

また、参考資料の最後のページには造成工事に係る工事箇所及び工事概要などを簡単にまとめました造成計画平面図を添付させて頂いておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは次に30ページ、31ページをお開きいただきたいと存じます。

(款)(項)公債費、(目)元金でございますが、平成21年度に借りました大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債に係る元金の償還が始まることなどにより、前年度と比較して47万3,000円増の2,138万4,000円を計上させて頂いております。(目)利子でございますが、平成24年度に借りました大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債に係る利子の償還が始まりますことから、これまでの償還利子が償還により減額となりますことから前年度と比較して28万7,000円減の115万8,000円を計上させて頂いております。

次に(款)(項)(目)予備費でございますが、ここ数年は現有施設において当初に計画している整備工事以外に、突発的な補修工事が発生してございます。このような事から予備費において速やかに対応できるよう前年度より900万円を増額して1,000万円を計上させて頂いております。

以降のページでございますが、32ページから42ページにつきましては給与費明細書を、また44ページ、45ページでは継続費の調書を、46ページ、47ページには地方債の調書を、それぞれ

お示しさせて頂いてございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号平成25年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。12番、岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 今回、工事に関わる内容も予算化されておりますので、その案件で1点だけお伺いしたい事があります。

というのは、造成工事がこの秋から始まるということなんですけれども、昨年、下田原地区で住民要望が出されました。この内容については先の12月議会の中でも私も言わせていただきましたけれども、その中で土壤汚染に関する不安や疑問がいくつか出されていて、中には土壤汚染の場所がはっきり分かっているから、根本的な除去をして欲しいと。その、50cm土を被せて対応するのではなくて、取り除いて欲しいというような、そういう要望もありまして、これに対して市としては回答されてましてね、その市が、市というか、組合ですね、市と、両市と組合と入って回答もされておられますけれども、そうした回答で住民の方々は納得されているのかどうか、その点だけ伺いたいんです。

昨年12月の組合議会の中でね、この質問書について私、質問させていただいた時にね、ご答弁で不安を払拭するよう説明していくというような、そういう答弁があったので、下田原の環境委員会の中で、行政側の説明で納得されているのかどうか、その点だけお伺いします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） まずあの、秋と仰られた部分につきましては、工事着手は1月からという形になろうと考えてございます。

で、ご意見のございましたように、土壤に関するいわゆるご質問、あるいはその対策、措置の方法についてのご説明をさせていただいた経過がございます。その中ではかねてより私どもが申しておりますように、法に基づいた措置を行ってまいりますということの中で、50cm以上の覆土という部分でもお答えさせていただきました。また、その回答の中でも50cmということにこだわるんではなしに、人が立ち入る、多く立ち入るような、頻繁に立ち入るような場所については更に安全係数を考えながら十分に市民の安心、安全を守ってまいりたいというような思いもお伝え申し上げます。その中では一定ご理解いただいている部分もあろうかと思っておりますけれども、こういう環境不安、環境保全に係る不安についてはしっかりとご説明、あるいは資料提供させていただきながら、不安等の払拭、ご理解を求めるように更に努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 12番、岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 今、秋ごろからって私、言ったのは準備に取り掛かるという事ですね。造成工事の準備が秋ごろからという事ですね、すみません。

で、今のご答弁では説明はしてるけれどもまだ不安が払拭されるわけではないというように聞こえました。ですからこれから、それに対して更に説明していくというような事ではあったと思います、最後のご答弁で。その辺りがまだ住民の中でくすぶっているのかどうかね、その辺り再

度ご答弁頂けたらと思うんですけども、この問題に関して市の回答としたら法に基づいて子供が遊ぶところだとかの場所が、形が変更するような、掘り下げられるようなね、そういう危険があるような所だったら取り除く必要があるけれども、そうでない場合は50cm土を盛ってアスファルト、コンクリートなりで固めたら大丈夫だというような、そういう回答だったと記憶しています。それでまあ、府としても大丈夫だろうというふうには言うているもののね、住民の方々の中には本当に十分な対策なのかという声がね、まだあるんでしたらね、府から指導がされているから大丈夫だという事だけに絞らずに、もしその土壤調査を行った結果、汚染されている地点というのは全部じゃなかったですよ。部分的ですよ。その部分だけでも少し土を除去する作業を行うとか、そういう対応が取れるのであればね、ぜひそういった事も前向きに考えていただけたらなあという事だけは申し上げておきます。

住民の方の今の状態、不安がまだ残っているのかどうかという、その辺りだけもう一回確認しときたいと思います。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 住民説明会で質問されて、お答えさせていただいて、更に意見として出されるというケースもございます。全てが理解されたかちゅうのは、なかなか直接お聞き申し上げてませんが、今後とも理解頂くような形で精いっぱい情報提供、あるいはご説明に汗を流したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。12番、岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 四條畷市選出の日本共産党市会議員団の岸田敦子です。2013年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について賛成の立場で討論いたします。

私ども日本共産党市会議員団は、新炉建設は地元住民との合意なしに進めるべきでないという立場を堅持し、これまで本組合の予算や決算に反対をして参りました。しかし昨年、下田原地区の住民と四條畷市長が基本合意書を交わし、下田原住民とも話し合いの場が持たれ、下田原、生駒、交野のそれぞれの地元住民と協議を重ねる状況で、その状況からすれば本予算案も前向きに受け止めるべきと考えます。今後は住民の意見を尊重し、納得が得られてから事を進めることを基本に取り組んでいただきたいと思いますと強く要望いたしまして、討論といたします。

1. 議長（野口陽輔君） 他、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） これをもって討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号平成25年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） ご異議なしと認めます。よって議案第2号平成25年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり可決しました。

1. 議長（野口陽輔君） 日程第6、議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合新ごみ処理施設建設

工事技術審査委員会条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君）（議案書にて朗読）

1. 議長（野口陽輔君）朗読が終わりましたので、理事者より議案第3号についての提案理由を説明いたさせます。管理者職務代理者。

1. 管理者職務代理者（土井一憲君）ただいま議題となりました議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合新ごみ処理施設建設工事技術審査委員会条例の制定についての提案理由を申し上げます。

新ごみ処理施設建設工事に係る契約の相手方を選定するにあたり、審議、審査及び評価をする組織として、地方自治法第292条の規定において準用する同法第138条の4第3項に基づく管理者の附属機関を設置いたしたく、本案を提案した次第でございます。

よろしくご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君）引き続きまして、議案第3号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君）ただいま議題となりました議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合新ごみ処理施設建設工事技術審査委員会条例の制定についてのご説明を申し上げます。内容につきましてご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが議案書の議案第3号の次のページの四條畷市交野市清掃施設組合新ごみ処理施設建設工事技術審査委員会条例をご覧いただきたいと存じます。

まず第1条では、地方自治法の規定に基づく管理者の附属機関として四條畷市交野市清掃施設組合が発注する新ごみ処理施設建設工事の請負業者の選定に係る落札者の決定基準の策定に関する審議並びに技術提案書、その他の書類の審査及び評価を行い、その結果を管理者に報告する組織として四條畷市交野市清掃施設組合新ごみ処理施設建設工事技術審査委員会を置く事を定めてございます。

第2条では所掌事務として、審議及び審査等を行う事項及びその結果を管理者に報告する事について定めてございます。

第3条では組織として、委員7人以内をもって組織する事について定めてございます。

第4条では委員として、委員会を構成する委員及び任期について定めてございます。

第5条では委任として、この条例に定めるもののほか、技術審査委員会に関し、必要な事項は規則で定めることを定めてございます。

附則におきましてはこの条例の施行期日を定めてございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号四條畷市交野市清掃施設組合新ごみ処理施設建設工事技術審査委員会条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君）提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君）いよいよ新炉の建設に向けて入札とか落札とかいった段階に入るなというような議案ですので、ちょっとそういった事に関して伺いたいのですが、こういった大きな事業、工事に関しては四條畷でも以前、学校給食センターの汚職事件もありましたし、枚方では新

ごみ処理施設清掃工場の入札に絡んで、官製談合事件などもありました。そういった事から、こういった談合防止ということの対策、委員会を設置して複数の機関でチェックしていく事によってそういった事が防止されるというような事もあろうかと思えますけども、私もまじめに少し調べますと、そういう機関をいろいろと分けて対策を取るとか、こういった再発防止のためのマニュアルというのがいろいろ出されているなというふうに感じまして、この委員会を設置するにあたって、今後どのような対策が取られるのかという事をいくつか聞いていきたいと思えます。

で1つがですね、ここには職員の方が技術管理者とアドバイザー含めて5人入るというふうに聞いております。こうした方々などを含めて、入札談合等関与行為防止法というのがあるんですね。その研修を行っているかどうか、今後行う予定があるかどうか、その点まずお伺いしたいのと、これはその後の問題になってくるかもしれませんけども、事業を発注する担当と契約する担当の職員は分けるのかどうかということ。で、あとこういった問題についてはコンプライアンス、法令遵守ということが重要だというふうにも書かれておりますので、四條畷では市職員による不適正な事務処理というのがあって、コンプライアンス委員会というものが設置されておりますので、そういった四條畷の組織の活用を図るといような、そんな事は現段階ではどのようにお考えなのかということ。今の四條畷の問題についてちょっとあまり適切じゃないのかもしれませんが、その辺りも含めて回答をお願いします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） まずあの、今回上程させて頂いてる条例の中の組合職員について関連したご質問の流れであったかと思えます。

まず先般、私の方から総合評価落札方式を同時にすると申し上げた部分がございます。実はこの方式につきましては過去にそういう不正、談合等ですね、入札における問題点という事を踏まえた中で、公正な競争性の促進、あるいは価格以外の要素として技術提案を求め、価格面、あるいは技術面を総合的に評価できる方式として環境省等が18年度から導入を推奨している制度でございます。この公正、透明な契約行為を継続するためにこういう制度を設けていきたいという思いがここに入っております。

その中の質問の中でいわゆるこの審査する組合職員が契約事務に関わるかということになりましたらですね、いわゆる契約行為は別担当下においてその職員が手続きを行うという形なんです。あくまでもこの審査委員につきましては技術的な評価、審査を行う。で、その評価、審査した結果を管理者に報告するという役割で決してこのメンバーが業者の決定に関与するというものではないということをまずご報告申し上げておきます。

で、あと研修の話がございました。当然コンプライアンスを守るということにつきましては、これは公務員の責務であり、守らなければならない大きな規範でございます。これについては研修という機会があれば参加する事も考えながら日常的な業務の中で守秘義務という事を踏まえたですね、部分について、しっかりと意識をもった仕事をしていきたいと、またしていくように指導していきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） もう1つあの、四條畷のコンプライアンスの組織という部分がございます。ちょっとその辺についてですね、具体的に今どうだという考え方を持っておりますので、

この部分ではちょっと答弁を控えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

1. 議 長（野口陽輔君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 当然のことながらいろいろ考えてやっていたとは思いますが、入札はまだもう少し先の話ですので、私も今回限り、この質問は今回限りと思ってませんので、また改めて問題があれば提起していきたいと思います。談合や不正なんかがあると、住民に不利益が被るという問題で、それは税金の無駄遣いになる問題でもありますので、最善の策を練って実行して頂きたいという事は申し上げます。

1. 議 長（野口陽輔君） 他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第 3 号四條畷市交野市清掃施設組合新ごみ処理施設建設工事技術審査委員会条例の制定について原案のとおり決する事にご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議 長（野口陽輔君） ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号四條畷市交野市清掃施設組合新ごみ処理施設建設工事技術審査委員会条例の制定については原案のとおり可決されました。

1. 議 長（野口陽輔君） 日程第 7、議案第 4 号非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第 4 号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者職務代理者。

1. 管理者職務代理者（土井一憲君） ただいま議題となりました議案第 4 号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。障害者自立支援法の一部改正に伴い、この条例において引用する題名及び条項の整備を行いたく、本案を提案した次第でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長（野口陽輔君） 引き続きまして、議案第 4 号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ただいま議題となりました議案第 4 号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

内容につきましてご説明させていただきますので、恐れ入りますが議案書の議案第 4 号の次のページと、参考資料の関係法令の新旧対照表を一緒にご覧頂きたいと存じます。

まず第 1 条では題名の改正により第 9 条の 2 第 2 号中、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものでございます。参考資料の関係法令の新旧対照表の 2 ページの題名が下段では障害者自立支援法となっておりますが、上段では障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律となっております。このように題名を改正するものでございます。

第2条では第9条の2第2号中第5条第12項を第5条第11項に改めるものでございます。参考資料の関係法令の新旧対照表の3ページから4ページの下段で障害者自立支援法の第5条第10項が削られ、順次、項の繰り上げがされたことに伴いまして、引用する条項を改正するものでございます。附則におきましては第1条の規定は平成25年4月1日から施行、第2条の規定は平成26年4月1日から施行することの期日を定めてございます。なお、この条例の一部改正につきましては、四條畷市及び交野市におかれまして、3月議会で上程されているものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第4号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議を頂きまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり決する事にご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） ご異議なしと認めます。よって議案第4号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

1. 議長（野口陽輔君） 日程第8、議案第5号新ごみ処理施設整備に係る環境影響調査業務委託変更契約の締結についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第5号についての提案理由の説明をいたさせます。管理者職務代理者。

1. 管理者職務代理者（土井一憲君） ただいま議題となりました議案第5号新ごみ処理施設整備に係る環境影響調査業務委託変更契約の締結についての提案理由を申し上げます。新ごみ処理施設に係る環境影響調査事業について、新ごみ処理施設整備に係る環境影響調査業務委託契約を締結しているところであるが、事業の進捗に遅れが生じたため、受注者との間に変更契約を締結したく、本案を提案した次第でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 引き続きまして、議案第5号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ただいま議題となりました議案第5号新ごみ処理施設整備に係る環境影響調査業務委託変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の議案第5号をご覧いただきたいと存じます。この新ごみ処理施設整備に係る環境影響調査業務委託契約につきましては、去る平成21年1月29日の本組合議会定例会第1回において議決を頂き、その後平成23年12月22日の本組合議会定例会第3回において契

約期間の変更に伴います、委託変更契約の議決を頂いたところでございます。

このたび準備書等の作成業務において関係機関等との調整に時間を要したことから、事業の遅れが生じた事により契約期間についての平成 21 年 1 月 30 日から平成 25 年 3 月 29 日までを、平成 21 年 1 月 30 日から平成 26 年 1 月 31 日までに変更しようとするものでございます。契約変更理由につきましては参考として次のページの裏に記載させて頂いてございますので、よろしくお願いいたします。

なお、継続費の延長等の手続きにつきましては平成 24 年 12 月 21 日の本組合議会定例会第 3 回において、本組合補正予算第 1 号で継続費の変更の議決を頂いております事を申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 5 号新ごみ処理施設整備に係る環境影響調査業務委託変更契約の締結についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議を頂きまして、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 提案理由及び内容の説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第 5 号新ごみ処理施設整備に係る環境影響調査業務委託変更契約の締結については原案のとおり決する事にご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） ご異議なしと認めます。よって議案第 5 号新ごみ処理施設整備に係る環境影響調査業務委託変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

1. 議長（野口陽輔君） 日程第 9、議案第 6 号管理者の選任についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第 6 号についての提案理由についての説明をいたさせます。管理者職務代理者。

1. 管理者職務代理者（土井一憲君） ただいま議題となりました議案第 6 号管理者の選任についての提案理由を申し上げます。平成 24 年 12 月 5 日をもって管理者、四條畷市長、田中夏木氏の退職に伴い、新たに管理者の選任が必要となったので、本案を提案した次第でございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 引き続きまして本件につきまして中田交野市長より説明を求めます。交野市長。

1. 副管理者（中田仁公君） ただいま議題となりました議案第 6 号管理者の選任につきましての内容説明を申し上げたいと思います。

管理者の選任につきましては本組合同規約第 7 条第 2 項の規定に基づきまして組合議会において関係市の長から選任をお願いするものでございます。

今般、四條畷市の土井市長と協議をさせていただきました結果、管理者を土井市長さんにお願

い申し上げたい、このように考えておるところでございます。新ごみ処理施設整備事業につきましては、今後とも議員の皆さま方のお力添えをいただきながら管理者と共に、引き続き強固な決意を持って一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。内容説明とさせていただきます。

1. 議長（野口陽輔君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号管理者の選任については、四條畷市の土井一憲市長を管理者に選任する事にご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） ご異議なしと認めます。よって議案第6号管理者の選任については四條畷市の土井一憲市長に決定いたしました。

それでは、土井一憲市長に管理者就任のご挨拶をお願い申し上げたいと思います。土井市長。

1. 管理者（土井一憲君） ただいまの管理者の選任についてのご賛同、誠にありがとうございます。それでは一言ご挨拶を申し上げます。

去る1月20日執行の四條畷市長選挙におきまして、市民の皆さまのご支援をいただき、四條畷市長に当選をさせていただきました。その間、皆さま方には多大なご支援を頂いた事に心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、ごみ処理問題は両市の市民生活に関わる重要な行政施策であり、両市と施設組合の三者一体で取り組まなければならない課題であります。特に老朽化が著しい現有施設の安定稼働や、新炉の早期の施設稼働はごみの適正処理の基幹となる事業であります事から、両市が協力して取り組まなければならない問題であり、交野市の中田市長と力を合わせ、最大の努力をしてまいりたいと考えております。議員の皆さまには今後とも、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

1. 議長（野口陽輔君） 日程第10、議会議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、提出者の新議員から議会議案第1号の提案理由の説明を求めます。新議員。

1. 4番議員（新 雅人君） ただいま議題となりました、議会議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、議案書に記載の賛成者と共に提出者としてその提案理由を申し上げます。

本組合議会会議規則について、地方自治法の一部改正に伴い、公聴会及び参考人に関しての手

続き等を定めると共に、所要の改正を行いたく、本案を提案させていただいた次第でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 引き続きまして議会議案第1号についての内容説明をいたさせます。事務局次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） それでは議会議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合議会会議規則の一部を改正する規則につきましての内容のご説明をさせていただきたいと存じますので、恐れ入りますが議案書の次のページをご覧頂きたいと存じます。

四條畷市交野市清掃施設組合議会会議規則の一部を改正する規則といたしまして、まず第17条中第115条の2を第115条の3に改めようとするものでございます。

次に第48条第1項中こえてを超えてに、第49条中こえるを超えるに、それぞれひらがなを漢字に改めようとするものでございます。

次に、第1章第9節を第10節とし、第8節の次に、次の1節を加えるものでございます。第9節、公聴人及び参考人でございます。第70条の2では、公聴会開催の手続きについて定めてございます。第70条の3では、意見を述べようとする者の申出について定めてございます。第70条の4では、公述人の決定について、また、第70条の5では、公述人の発言について、第70条の6では、議員と公述人の質疑について、それぞれ定めてございます。第70条の7では、代理人または文書による意見の陳述について定めてございます。

次のページに移りますが、第70条の8では、参考人について定めてございます。また、附則につきましてはこの規則の施行期日を定めてございます。

以上で議会議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合議会会議規則の一部を改正する規則についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（野口陽輔君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議会議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決する事にご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） ご異議なしと認めます。よって議会議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定については原案のとおり可決されました。

1. 議長（野口陽輔君） 日程第11、議会議案第2号 管理者の専決処分事項の指定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（野口陽輔君） 朗読が終わりましたので、提出者の新議員から議会議案第2号の提案理由の説明を求めます。新議員。

1. 4 番議員（新 雅人君） ただいま議題となりました、議会議案第 2 号管理者の専決処分事項の指定について、議案書に記載の賛成者と共に提出者として、その提案理由を申し上げます。

本組合議会の権限に属する事項のうち、極めて軽易な事項について地方自治法第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定に基づき、管理者において専決処分できる事項を指定いたしたく、本案を提案させていただいた次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 引き続きまして、議会議案第 2 号についての内容説明をいたさせます。事務局次長。
 1. 事務局次長（奥田浩樹君） それでは議会議案第 2 号管理者の専決処分事項の指定につきましての内容のご説明をさせていただきたいと存じますので、恐れ入りますが議案書の次のページをご覧くださいと存じます。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定に基づき、法律上、組合の義務に属する 1 件の金額が 100 万円未満の損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解に関する事項は管理者において専決処分することができる、というものでございます。

以上で誠に簡単ではございますが、議会議案第 2 号管理者の専決処分事項の指定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（野口陽輔君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議会議案第 2 号管理者の専決処分事項の指定について、原案のとおり決する事にご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（野口陽輔君） ご異議なしと認めます。よって議会議案第 2 号管理者の専決処分事項の指定については原案のとおり可決されました。

1. 議長（野口陽輔君） 日程第 12、一般質問を行います。質問者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。なお、本組合申し合わせ事項により、質問者の質問時間は 15 分以内となっております。

ただいまから順次、質問を許可をします。12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 四條畷市選出の日本共産党市会議員団の岸田敦子です。毎回聞いている問題ですけれども、住民との協議についてお伺いします。

まず 1 点目には 12 月の組合議会以降、四條畷市や交野市、生駒市との住民の方々との話し合いについて、行われた回数と話し合われた内容をお尋ねします。

2 点目には 2 月に行われた環境影響評価準備書の説明会で出された質問や意見の内容、また意見書の件数と内容をお示してください。

3 点目に地元住民への還元策の案、環境測定の情報公開の案について現段階ではどのような内容をお考えですか。

4 点目に、造成工事や建設工事に関し、地元住民が懸念されている事は聞いておられますか。またそれらへの回答は行っているのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） それではまず 1 点目の 12 月 21 日の組合議会以降の四條畷市や交野市、生駒市の地元住民との話し合いにつきまして回数及び内容についてご報告申し上げます。

まず、四條畷市域につきましては四條畷市と連携し、下田原地区におきまして下田原区環境委員会とは 1 月から 3 月において 3 回おこなっております。内容につきましては当面の委員会の協議内容及びスケジュール、(仮称) 田原地区環境保全連絡協議会の設置、環境影響評価準備書の提出等今後の手続きの流れ、地域還元策、工事協定、たたき案でございますけれども、これらについてでございます。

田原台、さつきヶ丘地区、上田原地区、緑風台地区につきましてはそれぞれ地区の代表の方々に(仮称) 田原地区環境保全連絡協議会の設置について、四條畷市の方で対応して頂いておるとい経過がございます。

次に交野市域では交野市と連携し、3 月には私市地区の役員の方々と環境影響評価準備書の内容についてご説明を行ってまいりました。また、北生駒地域では両市と連携し、環境問題等連絡会とは 1 回話し合いを開催しており、内容につきましては今後の会合の日程及びスケジュール、準備書の縦覧等の手続き、地域還元策などについてでございます。

また、北生駒 14 自治会の役員の方々に環境影響評価準備書の内容について、ご説明をさせていただきました。

最後に、環境影響評価準備書の説明会を 2 月 13 日から 17 日の間で四條畷市域で 2 回、交野市域で 2 回、生駒市域においても 2 回、それぞれ開催させていただいております。

次に 2 点目でございます。まず 2 月に開催しました環境影響評価準備書の説明会での質問や意見につきましてご回答申し上げます。大気汚染に関することとして、予測手法の根拠やダイオキシン類の設計値など、また、PM2.5 についてなどが出されております。また、土壌汚染等に関することとして、その対策や掘削により出てくる廃棄物の処理などについて出されてございます。そのほか、ごみ処理施設の処理能力や運転管理、耐用年数、鳥類のオオタカの調査やパッカー車の走行ルート、事後調査などについての質問や意見が出されてございました。

次に、環境影響評価準備書の意見書の件数及び内容について、ご回答いたします。四條畷市には 5 件、交野市には 5 件、大阪府には 6 件の意見書が提出されておりますが、重複して提出されておられる方がございますので、提出件数で言えば 8 件ということになってございます。

その内容でございますが、PM2.5 について、土壌汚染の環境保全対策について、熱回収施設のダイオキシン類の設計値を 0.1 ng-TEQ/m^3 から 0.05 ng-TEQ/m^3 への変更、ごみの分別方法の両市統一、地下水雨水などの対策、さらに地域モニタリングシステムの設置などの意見が出されてございました。

次に 3 点目でございます。地元住民への地元還元策につきましては現在、意見交換を行っている状況であり、今後両市と連携し、周辺地域の住民の方々と話し合いを行っていく中で、具体的な還元策を見出していきたいと考えてございます。また、環境測定の情報公開につきましては、

具体的な内容につきましては周辺地域の住民の方々との協議によるものと考えてございますが、現段階ではごみ処理施設から排出されるばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の常時測定結果は住民の方々や、施設を訪問される方々へ、いつでも見ていただけるように、ごみ処理施設の敷地内に表示板を設置しようと考えてございます。なお、ダイオキシン類につきましては現在の技術では常時観測が行えないことから、法に基づく測定結果を表示するように考えてございます。また、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理施設の維持管理の情報に関する情報を、インターネットの利用、その他の適切な方法により公表しなければならないとされていますことから、現有施設においても現在本組合のホームページにおいて月別、炉別の可燃ごみの処分量、燃焼温度や排ガス測定として、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類の実施した結果などを掲載しております。新ごみ処理施設におきましても、同様の対応をしてみたいと考えてございます。

4点目でございます。下田原地区では具体的な懸念されている事のご意見はございませんでしたが、工事に係る意見としては造成工事着工前には地元と正式な協議の場を設け、工事中の安全対策について協定の上、安心安全の確保を努めることというような要望がございました。現在工事協定のたたき案に基づきまして協議を行っております。今後とも田原地区での協議を重ね、具体化してまいり、造成工事の現地着工となる前までには協定書を締結していきたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） いろいろとありがとうございました。今のご答弁にありました田原地区に設置予定の住民協議会についてお伺いしたいと思いますけれども、この協議会の設置目的と、そしていつ頃設置する予定なのか、またメンバー構成、先ほどは地区ごとに出席をしてもらうというような回答ではありましたが、各地区ごとの人数はどうするのか、またメンバー構成はどうなるのか、っていう事。その辺りをお伺いします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） （仮称）田原地区環境保全連絡協議会についてでございます。まず、設置目的につきましては環境保全等の諸問題の協議を行い、相互の理解を深め、事業の円滑な推進を図ることを目的として設置するものでございます。連絡会につきましては四條畷市の田原地区ということで、下田原区、上田原区、田原台さつきヶ丘地区、それと緑風台地区でございます。住民代表委員につきましては現要綱の中で考えておりますのは下田原区が4名、上田原区が3名、田原台さつきヶ丘地区が3名、緑風台地区が2名と、それに行政として四條畷市から2名、組合から4名というような形で18名の委員構成の中で、先ほど申し上げました環境保全等の諸問題の協議調整を行う組織としてまいりたいと考えてございます。

設置につきましては、一定四條畷市の方でその住民代表の選出等について対応していただいております。一定メンバーの報告については出てきたということ聞いてございます。設置については年度変わった4月になってから、第1回目の会合が開かれればというふうに考えてございます。以上でございます。

1. 議長（野口陽輔君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） それに関しては四條畷市も関わって今、調整をしておられるということ

を聞いておりますので、地元住民の意見を聞いていって環境保全に資するという目的に沿って事業を進めていただけたらなあと思います。

あと田原地区以外の交野市と北生駒に関してはこういった協議会はどうされるのか、その辺についてはどうなんでしょうか。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 交野市さんについては今現在、私市地区への地区説明あるいは妙見東地区への地区説明という形の中で、自治会単位の中で情報提供、ご説明という形で動いてございます。今後、交野市との協議の中で、地域連携の中でこういった取組みの組織が立ち上げるかどうかということについては今後協議して進めてまいりたいと思います。設置にあたっては地区の意向もございましてところから行政だけの考え方でなかなか進まないというところがございまして、よろしく願い申し上げます。

生駒につきましては、ご承知のように14自治会の中で当初の目的は建設を反対する自治会連合会という形の中で組織された組織でございまして。これの中の代表委員として環境問題等連絡会という組織を現実的には立ち上げていただいて、いわゆるこの事業に係る窓口、組織は出来上がっております。現在、いろんなそういう地域の課題、問題点の話し合いについてはその窓口を通して、現実的にはやっております。ただこの設置目的にあるような、環境保全の諸問題に対する具体的な協議をするという部分については再度生駒市の14自治会側に働きかける中で協議しなければならない。つまりこの組織というのは建設を反対する自治会連絡会という母体の中で動いておられる中で、建設事業を推進するという組織名に、するってということをご理解頂く中で組織名を変えていただかなあかんという大きな問題として残っております。ここらについては行政の思いをお伝えしながら、住民の方々の、地区の方々のご理解をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） わかりました。住民の方々にその意向を聞きながら進めるという事ですので、ぜひその立場で進めて頂きたいと思います。環境影響評価準備書の問題なんですけども、今後、意見書が出た回答についてはどういう流れで公開していくのかという所をお伺いしたいのと、説明会で出された意見への回答ってのはどうされるのか、それについてお伺いします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） まずあの、準備書の意見に対する取り扱いでございまして。出された意見の取り扱いにつきましては、都市計画決定権者でございまして両市において、その意見の概要と見解を取りまとめた書類につきまして、大阪府に提出されることとなります。この見解書は大阪府のホームページにおいて、公表されるというふう聞いてございます。取り扱いについては今後大阪府においてこの見解書等の内容も踏まえまして準備書の審査をなされる中で、審査の中にお使いになられると思っております。

で、もう1方、説明会の部分でございましてけれども、説明会の記録として説明会でのご意見についての回答という形の形式の中で現在はホームページ、大阪府のホームページの方に掲載されてございます。以上でございます。

1. 議長（野口陽輔君） 12番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） それぞれ出された意見に対して全部が全部叶わないかもしれませんがね、ただ住民の方が納得される方向でね、回答を望みますが、聞く所によると昨日ぐらい辺りに、府の方に提出されてるといことですので、住民の方々にはいち早く公開していくと。で、納得を得られるような形で、ぜひ進めていただきたいということだけここで申し上げておきます。

あと、あとの質問にも重なる部分があるかもしれませんが、ダイオキシンの問題でね、下田原住民の方々はそのモニタリングということも望んでおられます。この測定に関して、意見もいろいろ出ていたと思いますけども、稼働後も実施し公表するというふうに行政側は回答して、以前の質問書には回答してるんですけども、測定回数については現段階でどう考えておられるか。また、ご要望など出ているのかどうか、この点も伺いたいと思います。

1. 議 長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ダイオキシンの限ったご質問かと思ひます。ダイオキシンについては施設の設置をした中で、維持管理基準の中でしっかりと定められた部分がございます。それについては先ほど申し上げましたように組合のホームページの中で情報を公表するという義務がございますので、現実的には現有施設も公表してございます。で、測定回数については一定、年1回というのが法律上の部分でございます。ただ、この回数については今後工事を進める、あるいは稼働する中で市民の意見なんかも聞いてまいりたいと思ひます。必要であれば回数を増やすということもあるでしょうけども、安全運転を確認できるのであれば、回数は少なくてもいいんじゃないかというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

1. 議 長（野口陽輔君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 今仰ったように、法的には年1回ということなんですけれども、ホームページの公表を確認すると、23 年度のが載ってたんですね。昨年度ですね。これが3回分載っておりまして、1号炉で2回、2号炉で1回測定をしているという状況なんですね。で、これに関して市民の方から特にご要望はないかもしれませんがね、やっぱりダイオキシンに関する要望、不安ですね。ダイオキシンに対する不安というのが高いと思ひますので、この回数を増やして欲しいというような声ももしなくてもですね、より市民に高い安全性を確保するという観点から今以上にね、ダイオキシンの検査をするというような方向もぜひ考えていただきたいと思ひます。それは、稼働する中でと仰ってましたのでね、敢えてこの場では質問しませんが、必要性があればぜひそういったことも前向きに考えていただきたいと要望しておきます。

これは、四條畷市の問題ですのでね、組合では中々答弁できないというふうになるかもしれませんがね、念のためにお伺いしておきたいのは、今この組合で公表しているのは炉に関するダイオキシンの値ですね。住民の方々には自分たちの住んでいる地域にダイオキシンの影響がどう及んでいるのかという事を、やっぱり知りたいという所があると思ひます。現在、四條畷市として清滝団地とか学校とか、そういったところを年1回とか数回とか土壌の調査を行っているというふうに思ひますけれども、組合としてそういった地域の環境測定っていうのは考えておられませんか。

1. 議 長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 1つは対一般環境大気の中での測定というのと今、たぶん土壌の調査のお話ですね。周辺地域の土壌の調査を、という部分。現実的に実績報告に書いてございますよう

に、周辺地域の土壌というのは測ってございます。これは年1回という部分でございますけれども、毎年1回ずつ測ってその変化をみるという地域のご要望があった中でやっております。新炉についてはそういう具体的な環境保全に係る協議っていうのはまだ現実的にはしておられない中でですね、地域のご要望があるという事ではそういう事も検討してまいりたいと思います。直近地元だけでいいのか、田原地域であれば田原地域全域とするのかというような課題もまだございます。そういう所を踏まえながら、そういう話をする中で地域のご要望が強ければやはり行政として安全側に考えた中でですね、対応するっていうのも1つの方策であろうと思いますので、今後の課題と言いますか、進める中で対応とさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

1. 議 長（野口陽輔君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 土壌調査については組合としても行なってたんですね。その辺ホームページではダイオキシンの測定結果っていうのは炉の部分しか見当たらなかったんですけども、周辺環境のその土壌調査に係る所は掲載してなかったですね。

1. 議 長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） そうですね。仰ってるように炉の運転に関わる部分ですんで、炉の運転、1炉単位ですけどね。1炉に年1回しなあかんというのがあるんで、炉の運転中の情報を開示するという形です。で、今仰られた土壌でのダイオキシン測定なんかについては実績報告という形の中で、市民はなかなかご覧にならないでしょうけども、オープンにさせていただいてます。また、その調査した地区についてはその地区の代表の方々に調査結果についてご報告に伺ってるという形がございます。以上です。

1. 12 番議員（岸田敦子君） 今、実績報告でということ仰って、市民はなかなかご覧にならないと。確かにそうですよね。今、住民との協議している中でやっぱりそういった情報を公開していく真摯な姿勢を市民も見ておられると思いますので、ぜひこういった周辺の土壌調査の結果もホームページで今からでも掲載していくっていうのもお考え願えないでしょうか。その辺どうでしょう。

1. 議 長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 地元の地区の思いを聞かさせていただきたいという思いもでございます。調査ポイントのですね、本来経年変化を見るためには同じ場所で測るんですねけども、ポイントを変えてくれるっていう地区があつてですね、ポイントを変える場合もございます。特に何ら問題がないデータが出ておりますんでね、特に公表するには問題がないでしょうけども、地区の思いの中で調査を開始したということもあつて、今の議員のご質問としては、調整してからのご回答という形にさせていただきたいと思います。

1. 議 長（野口陽輔君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） すいません。ちょっと付け加えになるんですけども、各地区から要望を頂いておりました土壌調査した結果につきましては、その地区の方に報告書という形を作りまして、そちらの方で地域の方にはお渡ししますので、その中で地域の方には流れてるかと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

1. 議 長（野口陽輔君） 12 番岸田議員。

1. 12 番議員（岸田敦子君） はい、分かりました。地域の方には回覧などを通じて目にされてるとい

う事だと思えますけれども、焼却場という事は周辺住民に大きく関わりはしますけれども、自分たちが出してるごみがどういう状況なのか、またそれが環境にどう影響しているのかっていうのは、住民全体の問題でもありますんでね。今の炉で環境にどんな状況なのかっていうのも、市民に見えてもそれは何て言うんですか、組合にとって不利になる事じゃないと思えますんでね。ぜひ、こうした事は前向きに検討していただきたいと。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 公表するという中でですね、土地が民地の場合もある中でですね、自分とこの土地がそういう形で地区の区長さんと相談して調べたっていう所があって、それが勝手にですね、公共がオープンにするというところの問題性があるって、地区とご相談申し上げるというお話を申し上げてるのが思いです。なんら情報提供したいんですねんけど、個人の財産に関する測定があったという事の、大気と違うところがございますんで。で、次長言いましたように、地区の大半の方にはご了解を取って調査した、その結果については地区にお渡しした、地区として配らるやつには私らの部分ではないんですけど、私らが積極的にこういう時にそういう問題が、調整せなあかん問題がありますという思いで、地区の方と調整させていただきたいという事がございますんで、付け加えさせていただきます。申し訳ないです。

1. 議長（野口陽輔君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） ダイオキシンの値が高ければね、住民の方も心配されるというような事もおありかと思えますけれども、その辺がどうかっていう事の問題がね、頭の中におありかもしれませんが、情報を公開していくというのは、やっぱり市民にとってどういう姿勢か真摯な姿勢かどうかっていう事が問われる所だと思えますのでね。今仰られたような民地地というのは、一定制約ある部分があるんかもしれませんが、私にはよう分からない。ただ、今後民地だと障害があるということであればね、公共的な土地で検査をするという事を基本にして、検討頂けたらということは申し上げて、なるべく市民に情報が伝わると、より多くの、多すぎたら市民も見るのが大変という所もちろんありますが、ダイオキシンに関わる所というのは知りたいところだと思いますので、そういう情報はなるべく公開していくという姿勢でお願いをしときます。これはその程度で止めます。

で、最後に下田原の方々と協議を進めている工事の協定ということなんですけれども、これについてはあまりまだ進んでいないので、お答えいただけないと事前には聞いておりますので、そう多くは聞きませんが、この工事協定については下田原の住民の方々の要望書の中で書かれていた事で、それを進めているという点は一定評価をしたいと思えます。現段階では住民とどの程度協議をして、いつ頃協定を結ぶ予定か、答えられる範囲でお伺いしたいと思います。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 下田原区環境委員会の中で工事協定のたたき案を協議してるというのは先ほど申し上げました。これは、工事の折に一番直近の地区として、一番工事の中でご心配事が高いであろうという部分がございます、話し合いを進める中で工事の時のルール化はどうか、どんなルール、どういうことを約束してるんだというのはやはり資料として欲しいという思いがございます。で、そういう中で私どもの方からたたき案、議論の開始をするたたき台としてたたき案を出させていただいて議論してます。その中にはひとつ考えられる例えば工事の開

始時間であるとか、工事車両の取り扱い、いろいろ項目、例えば電波障害ですね、こういうような項目を列挙した形の中で事業者側が守るべき内容を整理させてもらった部分です。この中で今後議論する中で地区の方々が一番心配されてる事をですね、やはり加えたりとかですね、表現を変えたりとかですね、そういう事をしていく事が非常に重要であろうという事で、まだ少し工事協定の話には早いんですけども、議論を開始したという実態がございます。工事自身はまだ当然、造成工事すら発注してない段階の中でまだまだその工事内容を具体的に図面として見せられる状況にはなっていないんですけども、議論を開始してるという事でご理解いただきたい。工事着工が平成26年の1月を目標にしておると申し上げました。この前には、工事の着工前には工事協定を結ぶということを目標にして更に協議調整を行っていきたいと思ってございますので、よろしくお願い致します。

1. 議長（野口陽輔君） 12番岸田議員。

1. 12番議員（岸田敦子君） 以前から言っておりますように、一つひとつ住民と協議をして納得の元進めて頂きたいとこれも最後に申し上げておきます。

最後に、さっき最後って言うたかもしれませんが、これ最後です。

管理者に確認をしておきたいと思うんですけども、今回初めて管理者になられて、私も四條畷の議会でも確認をさせていただきましたけども、今後住民と協議をするにあたって、基本的な姿勢、どのように臨んでいかれるかということだけ、お願いしたいと思います。

1. 議長（野口陽輔君） 土井管理者。

1. 管理者（土井一憲君） 先ほど局長の方からも話しましたが、まあ議会でも申し上げましたが、やはり私も市長にならさせていただきましてから、生駒、また田原の方々とも直接膝を交えてお話もさせていただきました。当然ながら真摯な態度でこれからにつきましても一番また重要な時期に参りますので、特にその辺りも自分ながらも注意しながら努めさせて頂きたいと思っております。

1. 議長（野口陽輔君） これにて岸田議員の一般質問を終結します。次の質問を許可します。6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 日本共産党の交野市会議員、中上さち子です。よろしくお願い致します。ダイオキシンの現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼です。ダイオキシンの対策特別措置法に基づきまして焼却施設等でダイオキシンの排出削減が一定進んではおりますが、現状の環境、これを悪くして欲しくない、悪化させて欲しくない、こういう声がある中で、新炉を建設にあたってこそ、思いきった削減、厳しい目標値を持つ事が重要であると考えております。そして、排出されたダイオキシン類は環境中に蓄積されることにもなりますので、長期的な調査、リスクについて管理、測定を要するものです。こういう立場から質問させていただきたいと思っております。

1点目は、新ごみ処理施設の建設が進められております、建設予定地周辺の住民の皆さん、これまで通り、特に妙見東の地区からは安心して生活を送れる環境を保証して欲しいという事で、要望も出されておるわけですが、この中で、新しいごみ処理施設で規制されているダイオキシン類の排出計画値ですよね。これが環境の非悪化原則に基づき設定されたものであるのか、この辺確認させていただきたいと思います。どうでしょうか。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 本組合といたしまして、ダイオキシンだけではなく新ごみ処理施設から排出されるいわゆる有害物質の排出計画値につきましては、できる限り削減する事を前提と考えてございます。周辺の住民の方々に与える影響を軽減していかなければならないというふうに思っております。

ご質問の排ガスのダイオキシンにつきましては新ごみ処理施設における法規制値は1 ng-TEQ/m³N となっております。排出削減する考えに基づきまして本組合の計画につきましては法規制値の10分の1である0.1 ng-TEQ/m³N としてございます。これはごみ質の変動があつたとしても安定した運転ができる値であるというふうに考えてございます。

1. 議長（野口陽輔君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） すいません、2点目はまた後でまとめてさせていただきます。

再質の2つ目なのですが、そういうダイオキシン類を環境ホルモンの中の1つで、発がん性、免疫性を起こすということで、本当に地域のみなさん、また子育て中のみなさんも不安を持っておられるわけですが、この中でそういう健康を守ることを優先にすべき稼働に是非していただきたいということで、まず24年度の排ガスのダイオキシン類の測定結果についてお尋ねいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 平成24年度の排ガスのダイオキシン類の測定結果でございます。1号炉につきましては8月30日の測定値は0.010 ng-TEQ/m³、12月25日の測定値は0.035 ng-TEQ/m³であり、2号炉につきましては11月13日の測定値は0.063 ng-TEQ/m³ となっております。

1. 議長（野口陽輔君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 現況のごみ処理施設のダイオキシン類規制値は1と決められておりますが、削減対策を本当に取り組まれる中で、濃度が抑えられてきていると数値を見てもあるわけですが、この規制値をもっと厳しく下げればさらに安心、安全な環境保全に繋がるのではないかと感じております。新ごみ処理施設のダイオキシン類の排出計画値0.1ngの設定についてですが、組合の方では周辺住民への影響を及ぼす、住民への及ぼす環境を軽減するために設定した数値であると、こういうことを言っておられますが、しかし住民の皆さんは不安な思い、こういう声も私も聞くわけですが、これに応えるためにも安心、安全な対応として排出量を限りなく及ぼす影響をなくす、ゼロに近づける、こういう計画値の設定こそ必要ではないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 先ほどもご答弁いたしました。新ごみ処理施設における排ガスのダイオキシン類の計画値につきましては、法規制値の10分の1である0.1 ng-TEQ/m³N としてございます。また、環境影響評価準備書におきましても施設稼働後の一般環境中のダイオキシン類濃度は現況の環境濃度と変わらない0.044pg-TEQ/m³と予測されており、大気中のダイオキシン類の環境基準値でございます0.6 pg-TEQ/m³を大きく下回っております。また、施設からの寄与濃度は最大でも0.000335 pg-TEQ/m³と予測され、一般環境濃度に対する寄与濃度は0.8%と低い値となっていることから、現況の環境を悪化させるような計画値ではないというふうに考えてございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

1. 議長（野口陽輔君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 計画値の設定についての考え方なのですが、法規制よりも低い10分の1、本組合では設定しているという事なのですが、本組合と同じ設備規模であっても100分の1と厳しい自主規制を設定されてる、そういうごみ処理場もあるわけですよね。これは今、全国にあります。そしてこれから建設される予定のところではそういう本当に厳しい公害防止の立場から自主規制をしておられます。こういう中で、国の方は8月にダイオキシン類の対策措置法に基づきまして、国内における事業者の活動に伴って、排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を策定いたしました。これずっとそれまでも策定されてるわけなのですが、環境を悪化させない、こういう事を原則に可能な限りのダイオキシン類の排出を削減する努力を事業所がしなさいと、これを前提としているわけですが、この計画の中では事業者に対しましてどのようなことを求められているのでしょうか。お尋ねします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ダイオキシン類対策特別措置法第33条第1項の規定に基づく我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画につきましては、第1次計画として平成12年9月に、第2次計画として平成17年6月に作成されております。平成24年8月に環境省はダイオキシン類に対する特別対策措置法第33条第5項の規定により準用される同条第4項の規定に基づき、変更後の計画が告示されました。その変更後の計画の中で削減目標量を達成するための事業者が講ずべき措置に関する項目について記載してございます。

まず1つ目は、排出基準の遵守等、2つ目には、事業者によるダイオキシン類の排出量の把握等、3つ目にはダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進となっております。また、資源の再生利用の推進、その他のダイオキシン類の発生の原因となる廃棄物等の減量化を図るため、国及び地方公共団体の講ずべき施策に関する事項として、まず1つ目には、廃棄物等の減量化のための施策の推進、2つ目には廃棄物の減量化の目標量の達成などとなっております。

更に、その他我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の削減に関して必要な事項としては1つ目には残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の的確かつ円滑な実施、2つ目にはダイオキシン類発生源対策の推進等、3つ目にはダイオキシン類の排出量の把握と、4つ目にはダイオキシン類に関する調査、研究及び技術開発の推進、最後5つ目には国民への的確な情報提供及び情報公開となっているものでございます。以上です。

1. 議長（野口陽輔君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 事業者が協力しなければならない施策として利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用促進という、こういう事が含まれてますが、もうすでに最良の技術でダイオキシン類の排出規制値、0.01ngとする、そういう焼却施設も建設されてるわけですが、ぜひそれに続いていただきたいと思うわけです。で、12月議会でも私、この一般質問の中で、新ごみ処理施設の整備については質問いたしましたところ、組合の方からは最新の技術を取り入れた施設整備を図る、こういう事を目標に技術開発等については調査、研究していきたいというこんな答弁があったわけですが、どのような情報収集をされてきたのか、この間、そういう収集された情報があればご紹介いただけますでしょうか。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 最新の技術を取り入れた施設整備を図るためには、ごみ処理施設から排出されるダイオキシン類を含む有害物質の対策につきましては排ガス、焼却灰、飛灰まで、トータルを考える必要がございます。また、最終処分場への依存の低減、あるいは経済性、最新技術なども思慮して総合的に調査、研究してまいりたいと考えてございます。

また、これらについては今後の課題であると思っておりますので、よろしく申し上げます。

1. 議長（野口陽輔君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 大阪府下ではすでに稼働中の施設で88炉のうち74%以上がダイオキシン類の排出規制値が0.05ng以下に維持されております。また、本組合と同規模程度で計画中の焼却施設について言えば、徳島の阿南市、また岐阜県羽島市、富士宮市などでもいずれも0.01ngの計画値ということになっております。以前から交野では妙見東等から、ダイオキシン類の排出計画値を0.05ng、それぐらいに下げたいという要望が出されているわけで、実際、こういう中でぜひ技術的に可能な観点からの基準の設定をしていただきたいと。それと費用面についてもこういう計画値を0.1となっているわけですが、これを0.1以下、0.1未満、0.05とか、そういうふうな数値とした場合、経費はどのようになるのでしょうか。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 昨年12月の組合議会におきましてもご答弁させていただいた所でございます。他の施設においてダイオキシン類の排出計画値を0.05ng-TEQ/m³Nあるいは0.01ng-TEQ/m³Nとされている施設がある事は十分承知してございます。

先ほどもご答弁いたしました、ごみ処理施設から排出されるダイオキシン類の対策につきましては、排ガス、燃焼灰、飛灰までトータルで考える必要があり、また最終処分場への依存の低減、経済性、最新技術なども思慮して、今後総合的に調査、研究してまいりたいと考えてございます。

また、経費でございますが、具体的な金額は把握できておりませんが、当然イニシャルコストやランニングコストにつきましても増加するものと考えてございます。以上です。

1. 議長（野口陽輔君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 費用について具体的に把握できていないということなので、問い合わせをすればわかることではないかなと思っております。今紹介しました中の自治体に問い合わせをいたしましたところ、厳しい自主規制を設けた背景には地元とのそういう協定に基づくダイオキシン類の排出を極力削減する立場に立って、厳しい基準値となったそういう市の例、また周辺住民に健康被害が及ばないように0.01の厳しい自主規制にしたんだという、そういうような答えが返ってきております。それから経費につきましては全体の建設費から見たら、住民の健康とお金を天秤にかけることはできないということで、負担割合はそんなに大きくなるわけではないという事で、この中の自治体でそういう答えをもらいましたので、ぜひまたこちらの組合からもそういう情報を収集して頂きまして、今の改めて経費のコストの面でネックであるとすればその辺を、検討していただきたいと思っております。

本組合で0.1という計画値となっております、そういう変更についてはすぐにできるかどうかその辺難しい部分があるかとは思いますが、実際入札時にこの厳しい、0.1未満のそ

う保証値が担保できる業者に請負をしてもらうというか、そちらの方を優先にするという、そういうふうな事も検討すべきではないかと思いますが、その辺はどうでしょう。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 今ご意見の、排ガスのダイオキシン類を保証する事に特化した業者を選定するという事は考えてございません。会社の規模や実績なども含めた、総合的に業者選定を行うものであると考えてございます。またプラントメーカーの技術力につきましては現在全国的にも本組合の計画値よりも低い数値で稼働している実態があることは承知してございます。このたびの入札においてもそのような高度な技術を持った業者も応札されるものと考えてございます。以上でございます。

1. 議長（野口陽輔君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） そういう健康被害をもたらすダイオキシン類については排出ゼロを追及する、今、社会、そういうふうな方向に進んでおりますよね。今後も一層進むと考えられます。ダイオキシン類の規制値については自主規制、保証値などとして、施設規模に関係なく自治体で低減する動きがある中、ぜひ本組合でも非悪化原則の立場で進めて頂きたいと思っております。

次の、2点目の質問で有害な物質でありますダイオキシン類の排出について周辺住民の皆さんは心配されてるんですよね。新ごみ処理施設でのダイオキシン類の常時監視と測定等の取り組みについてお尋ねいたします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） ダイオキシン類の常時監視につきましてでございます。現在の技術では連続測定ができない事から、一酸化炭素濃度、酸素濃度や燃焼炉内温度を常時監視して適正な運転を管理する事により、ダイオキシン類の排出削減に努めるものとしております。

また排出するダイオキシン類の測定につきましては廃棄物処理法の施行規則第4条の5一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準の第2項において煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し、かつ記録することとされております事から、法に基づき実施してまいります。以上でございます。

1. 議長（野口陽輔君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） ダイオキシン類の排出状況については事業者はダイオキシン類対策特別措置法の28条によって測定した結果報告を公表する、こういう事が求められているわけですよね。本組合でも年1回から2回、測定されていると、こういった情報はぜひ資料は住民に対し常に分かりやすい形で公開されるべきだと考えております。

ではダイオキシン類の測定についてお尋ねしますが、ダイオキシン類の実際の濃度がちゃんと反映されているのか、測定されてるのか、そういう声も、不安の声も聞くわけですが、年に数回ではなくて、ダイオキシン類を連続的に自動採取する装置があると聞いておりますが、どのような物なのか。また、測定値の常時の表示板の設置も検討していただきたいと思うのですが、どうでしょう。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 現在、全国の清掃工場にてインターネットで調査した結果、数台のダイオキシン類自動採取装置が導入されているということは承知してございます。これは常時測定を

する装置ではなく、最大で4週間の試料を採取できる装置でございます。4週間に1検体を採取し、これを52週の間行えば、確かに1年間の試料を採取できますが、このことは52週を4週で割ると1年間で13検体を採取することでもあり、常時測定を行っているということにはならないと思っております。

また、常時表示板の設置につきましてはごみ処理施設から排出されるばいじん、塩化水素、硫酸化物、また窒素酸化物の同時測定結果はごみ処理施設の敷地内に表示板を設置しようというふうに現在計画しております。なお、ダイオキシン類につきましては、先ほども申し上げましたが、連続測定が行えないことから法に基づく測定結果を表示するように考えてございますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

1. 議長（野口陽輔君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 現在のダイオキシン類の測定、本組合でもそうと思いますが、厚労省のマニュアルでは、4時間を平均として炉の状態が安定した時点から最低1時間以上経過した後、採取を開始するという事になっているわけですが、炉の燃焼条件が良好な時に4時間採取するという事を奨励しているわけですね。これでは実際の排ガス濃度を反映した測定にはならないし、年1回以上程度の測定では正確な排出状況を把握できているのかと、更に不安が感じるところなんです。

答弁にありましたように、公表には法的な制限があるとのことですが、ダイオキシン類の連続モニタリングシステム、これが今開発されておりまして、全国でも取り組んでるところもあるんですね。これを繰り返す事で年間を通じて炉のダイオキシン類の排出状況を監視できるという、こういう利点もあるわけです。外国ではすでに法律でダイオキシン類の連続のモニタリングが義務付けられまして日本は大変遅れてるわけですね。環境の改善に寄与するという事で外国ではより進んでるということで、こういう事も積極的に今後、公表ではないけれども連続的に数値を、試料を集めることが重要だと思いますので、またお願いしたいと思っております。

それと次に事後調査の考え方とその内容についてお尋ねします。

1. 議長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 環境影響評価の事後調査につきましては事業の実施にあたり、予測の前提となった環境の保全のために講ずる措置を確実に実施するとともに、環境の保全に万全を期することを目的に実施しようとするものであります。事後調査は工事中及び施設稼働後に行うことになっており、その方針につきましては環境影響評価準備書に記載しております。

具体的には環境影響評価書が公示縦覧されたのち、工事着手前に事後調査計画書を作成することとしております。また、調査期間につきましては事後調査計画書でお示しますが、現時点では大気質に係るダイオキシン類の調査は施設稼働後1年と考えております。以上です。

1. 議長（野口陽輔君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 交野の地域からは1年と言わず地域住民の安心と安全が確認できる常時の測定、監視するシステムをして欲しいと。ダイオキシン類は煙突の真下に落ちずかなり離れた所に高い濃度が現れる、こういうことがありますので、ぜひ事後調査の取り組みについても検討をお願いしたいと思っております。

最後ですが、事後調査が終わった後の対応、どのような対応をなされるのか、今後の環境保全

などの取り組み、また地域連絡協議会のようなものを設定して、住民の皆さんと進めていかれるのか、稼働後に問題が起きた場合どう対応されるのか、その辺、住民の皆さんとの協定も必要かと思いますが、どう考えておられるでしょうか。

1. 議 長（野口陽輔君） 北崎局長。

1. 事務局長（北崎文雄君） 現在まだ地域の環境保全に係る連絡協議会は設置されておりませんが、以前にもご回答申し上げました通り、協議会が設置されれば各地区に対しまして情報提供、説明や話し合いなどが効率よく開催できるものと考えております。この協議会において環境保全の取り組みなどについて住民の方々の意見などを聞き、協議を行ってまいりたいと考えてございます。

また、稼働後に問題があった場合の対応につきましても、今後稼働後は名称が変わるかも分かりませんが、この協議会で協議を行い、また、（仮称）稼働協定書なども締結してまいりたいと考えております。以上でございます。

1. 議 長（野口陽輔君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 住民との協定を進めていかれる方向だと思うんですけども、監視体制など稼働後の問題にしても想定しながらの、そういう協定をぜひとも進めていただきたいと。あと情報公開についても市民の皆さんが安心されるような、そういう工夫もしながら、今進んでる技術も取り組み、ぜひともやっていただきたいと要望しておきます。

1. 議 長（野口陽輔君） これにて中上議員の一般質問を終結します。

1. 2番議員（島 弘一君） 議長。

1. 議 長（野口陽輔君） 2番島議員。

1. 2番議員（島 弘一君） 今日、ちょっと遅参しました事を、この場をお借りしましてお詫びさせていただきます。どうも申し訳ありませんでした。

1. 議 長（野口陽輔君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

閉会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管理者（土井一憲君） 第1回定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は、平成25年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算のほか、5議案につきまして慎重なご審議のうえ、ご可決を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、平成25年度においては環境影響評価の評価書策定及び都市計画決定の手続き並びに事業計画地の造成工事等の諸事業に取り組んでまいりますが、事業の推進にあたりましてはとりわけ近隣住民の皆さまのご理解が必要でありますことから、関連情報のご提供と十分なお説明及び会合等を通じて、住民の皆さまのご意見も十分にお聞かせいただきながら、事業の取り組みを進めてまいりたいと存じております。

どうか議員の皆さまには今後とも、事業の推進に向け、より一層のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後にこの場をお借りいたしまして、ご報告を申し上げます。本組合の大井副管理者は来る3月31日付けで退職することとなり、その後任といたしまして、四條畷市副市長の森川一史氏が4月1日付けで副管理者に就任することとなっております。今後ともよろしくご指導賜りますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会にあたりましてのお礼とご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

1. 議長（野口陽輔君）以上をもちまして、平成 25 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 1 回を閉会いたします。

諸案件の審議にあたりまして、慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

（時に 16 時 16 分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 25 年 3 月 28 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

野 口 陽 輔

四條畷市交野市清掃施設組合議員

新 雅 人

四條畷市交野市清掃施設組合議員

浅 田 耕 一